

令和7年度から部活動指導員の の資格要件が変わります



【変更点】

- 茨城県部活動指導員は、2年に一度の資格認定講習会を必ず受講すること。
- 新たに部活動指導員となる者は、当該年度内に必ず資格認定講習会を受講すること。

【部活動指導員資格認定講習会】

茨城県の中学校・高等学校における、部活動指導員の資質向上を目指し、技術指導だけでなく、生徒の心身の健康管理、事故防止対策の取組及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底することを目的として、部活動指導員を対象とした講習会を毎年度開催します。

講習会受講者に「講習修了証」を授与します。

講習修了証	
氏名	〇〇 〇〇
下記の講習会を受講したことを証します。	
講習会の名称	受講年月
令和6年度部活動指導員講習会	〇6.11.30
<small>※有効期限 受講後2年間となります 茨城県教育庁学校教育部保健体育課</small>	



問い合わせ先:

茨城県教育庁学校教育部保健体育課
学校体育担当

Tel.029-301-5353